

**中央建設業審議会**  
**工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ**  
**資料**

令和元年11月28日13時～ 国土交通省

一般社団法人 全国建設業協会  
総合企画委員会 副委員長 青柳 剛

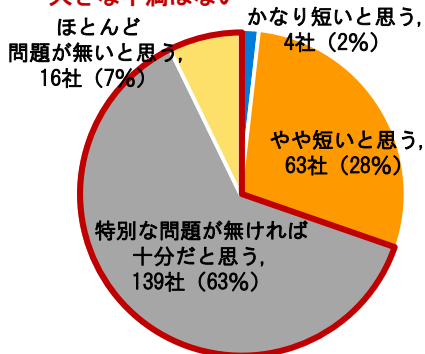
# —適正工期に関するアンケート／（一社）群馬県建設業協会調べ

調査期間：令和元年10月17日～24日 調査対象：（一社）群馬県建設業協会 会員企業276社 回答数：222社／回答率80.4%

## 問①

### 公共工事で使用する歩掛の標準工期について

**POINT**：公共工事では、標準工期に大きな不満はない

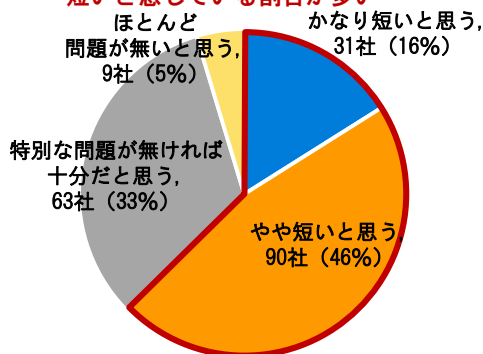


## 問②

### 民間発注工事の工期について

※民間発注の無い29社を除く193社が回答

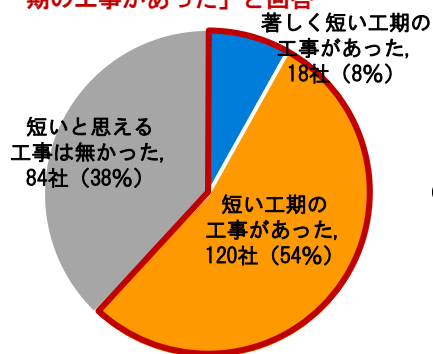
**POINT**：公共工事に比べ、工期が短いと感じている割合が多い



## 問③

### ここ2～3年に受注・施工した工事の工期について

**POINT**：6割の会員企業が「短い工期の工事があった」と回答

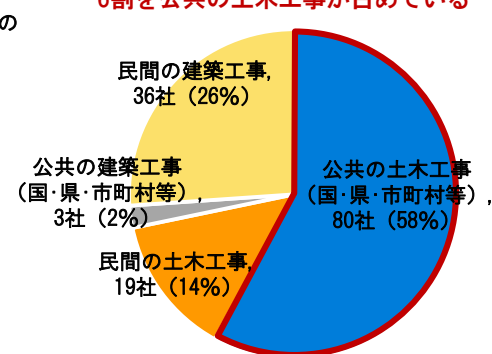


## 問④

### 短い工期の工事の種類は

※問③で「短い工期の工事があった」と回答した138社中

**POINT**：短い工期だと感じる工事の約6割を公共の土木工事が占めている



## 問⑤

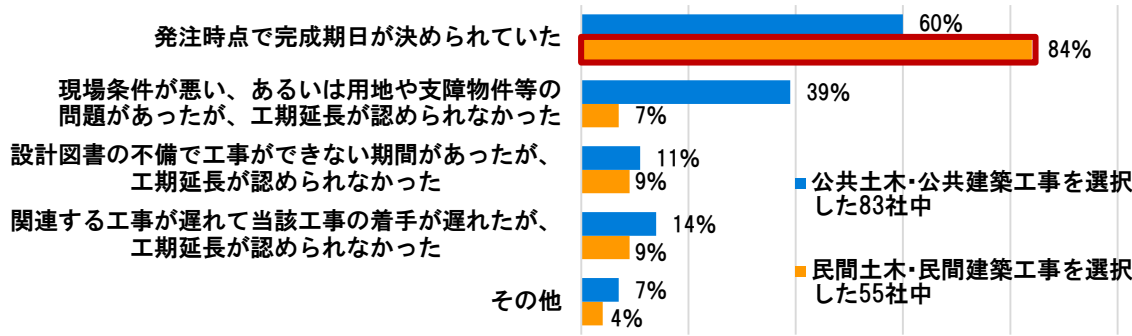
### 工事が短い理由は何であったか ※複数回答

**POINT**：工事が短い理由では「発注時点で完成期日が決められていた」が7割を占める

発注時点で完成期日が決められていた	96社	70%
現場条件が悪い、あるいは用地や支障物件等の問題があったが、工期延長が認められなかった	36社	43%
設計図書の不備で工事ができない期間があったが、工期延長が認められなかった	14社	17%
関連する工事が遅れて、当該工事の着手が遅れたが、工期延長が認められなかった	17社	20%
その他	8社	10%

### 工事が短い理由／公共と民間の内訳

**POINT**：完成期日の制約は民間工事でかなり多い



### 工事が短い理由／「その他」の内訳

- 工事によって予期しないことにより忙しくなる場合がある
- 工期は延期されたが、適正工期ではない年度内の完成を求められた。
- 気象条件（外気温・強風等）により、品質上、施工日数を制限されたが、工期延長を認められなかった。
- 新設高速道路の開通が政治的な理由で著しく早まり、実工事の工期が極端に短くなった。結果的に不経済となり不採算工事となった。
- 猛禽類の繁殖時期を外すために短い工期設定となった。

- 鉄骨工事の高力ボルト問題
- 設計会社（建築工事）の不慣れが原因により、準備期間、休日等工期に反映していない。
- 県発注工事は繰越も含めて概ね適正に工期設定しているが、市発注工事は関連工事終了前に発注が行われ、4週4休を基準に工期設定されたほか、工期延期の交渉を行った際に「土日作業を行うこと」を条件に付される等、逆行した施策がとられている。
- また、市発注工事で受注後及び起工測量後に大幅な設計変更を求められ、実質的な工期を大幅に削られたり、単年度予算に固執し、繰越を認めないなどがあった。
- 試験結果により施工内容が変更となったが、十分な工期延長が認められなかった。

# —適正工期に関するアンケート／（一社）群馬県建設業協会調べ

## 問⑥

### 短い工期による発注を無くすためにはどのような対策が効果的か／自由意見より

#### 余裕のある工期設定、繰越しなどの体制に関する意見

- 公共工事では余裕を持った発注ならば問題ないと思う（フレックス工期の活用）
- 工事の早期発注、早期契約制度及びフレックス工期契約制度の活用を促す
- フレックス工期による契約方式の推進
- 受注後に受発注者間で協議し工期を設定できるようなフレックス工期
- 発注時に施工する側の希望工事期間を採用していただきたい。契約後速やかに着工出来る現場状況であれば、公共工事で工期が極端に不足するケースはあまり感じない。但し、従来通りの休暇の取り方の場合に限る。
- 発注時の季節を考慮した工期の算定
- 現場条件を十分考慮して工期を考えてほしい
- 工事が年度末で収まらない場合に発注者が繰越しできる体制の構築
- 単年度にこだわらず、複数年度で処理できるようにする
- 年度内予算工事でも、適切な工期延長等の処置をとっていただきたい
- 「前年度予算工事なので3月中に完成させなければならない」という理由で無理な工期で発注されることがある。繰越しに柔軟な対応が必要。
- 一度繰り越しているため、今年度の繰り越しはできないと言われた。条件、状況によってやむを得ない場合は2回目以降でも繰り越しを可能にしてはどうか
- 冬季に工事が集中しているため場所によっては作業効率が悪く予定の工程で終わらない事がある
- 設計に費やした期間を工期にしわ寄せをしないようにする
- 積雪地域は冬期間施工が可能かどうかを考慮する。積雪時以外の工期の遅れを積雪期間にスライドしても施工できない
- 積算見積期間を早めに取り余裕を取ること、山間部の工事などは積雪などの条件を加味した工期を取ること
- 市等の小規模自治体に対しても適正工期を確保するよう、繰越しを含めて上部官庁から指導してほしい。また早期に竣工できる工事でも、工期に余裕があると発注者の回答が遅くなる傾向にあるので、ワンデーレスポンスに取り組んでほしい
- 工期が足りないのは人手不足による。人員配置の問題が大きいと思うのでフレックス工期とか工期を選択できるようにしていただきたい
- 発注金額に関わらず現場条件を考慮して工期設定をしていただきたい
- 標準工期の見直し。特に構造物（橋台、橋脚、函渠、谷止め工等）

#### 支障物件、埋設物などに関する意見

- 発注段階での工期に影響する支障条件の明示
- 用地未買収地等がある状態での見切り発注をなくす
- 支障物の対応を発注前に協議、処理する
- 支障物件の事前除去（文化財、電柱、地下埋設等）

- 他関係（電気 電話 ガス 水道 警察等）の支障となる物の調整が発注段階できていればよい
- 電柱などの支障物件は、発注前に協議をする。残土処理場の確保決定を速やかにする
- 設計書の照査、現場との不一致等をチェックする見積期間を長くする

#### 発注者、受注者間の調整に関する意見

- 設計段階で発注者の現地調査をきちんと行ってほしい
- 発注者側が現状をもっと把握してほしい
- 関連工事(水道・ガス等)がある場合は、発注前に打ち合わせ等を行った上で、適正工期を設定した方がよい
- 受注後に実施工程を作成する中でどうしても工期内に施工ができない場合（材料、購入品の納期の遅れ等）に工期延長をしてほしい
- 建築資材（高力ボルト等）の品薄の状況、納期の状況等を考慮してほしい
- 工期中、変更等の協議を発注者・受注者間で迅速に行えば当初工期を遵守できる
- 舗装工事などは一連の工事の最後に施工することが多いため、多くの企業の仕事が増え、ガードマンが確保できない場合がある。県全体での警備会社の稼働状況等を考慮することも必要と思う
- 納期に時間を要する資材等の情報を発注者、設計者、施工者で共有できるシステム（構造）を構築する
- 受注業者と現地調査し工期を決める

#### 民間工事に関する意見

- 民間工事では、設計監理を行う設計事務所に工期を十分考慮した全体計画を立ててもらいたい
- 民間工事も、工期について理解してもらおう、努力する必要がある
- 見積もり依頼の段階で明確にされていない事項が多く、契約後にいるような条件が付けられる。発注者側も決められない項目もあると思うが出来るだけ早期に明確な情報提供を希望する
- 民間建築の工期についても労働基準監督署の指導のもと設定してほしい
- 特に民間事業者（発注者）へ適正工期の確保の義務化

#### その他の意見

- 交通誘導員不足が常態化している。誘導員の基礎単価を上げることも有効である
- 完成日ありきの工期設定はやめてもらいたい
- 二次製品等の製作がある工事は、製作期間を考慮して工期設定を
- 材料の制作、搬入に時間がかかる物は、工期に反映してもらいたい

**POINT：特に、フレックス工期制度の推進、繰越し等工期確保への柔軟な対応、支障物件の事前対応等に対する意見が多かった。**

## 問⑦

### 工期に関する基準を作成するにあたって／自由意見より

- 机上の経験者ではばかりではなく、現場経験者主体の審議会にして欲しい
- フレックス工期の運用を拡大して頂きたい
- 問題が生じた時に柔軟に工期延期の対応をしていただきたい
- 人手不足、若手入職者不足、高齢化の中で、今までの工期設定では、難しくなっているので、業界の現状をふまえた工期設定をお願いしたい
- 二次製品等が集中すると納入時期が遅くなる人が多いので考慮願いたい
- 是非工期には余裕を見てほしい
- 大手ゼネコンの意見だけを取り入れないで、中小企業の意見を取り入れてほしい
- 民間工事では顧客の要望でありむずかしいのではないかと
- 請負金額だけでなく施工条件及び発注時期についても工期の要件として検討して頂きたい
- 週休二日を前提とするのであれば、現状書類作成までを含めるとかなり忙しい。また、建築工事については不足気味であり、工期延期を行わない習慣もある為、余裕を持った設定をお願いしたい
- 人手不足と熟練者の減少による工数の増加、工期の延長に伴う経費の補足をお願いしたい。
- 工期ではなく、そもそもの労働単価が問題。工期と少し論点がずれるが、技術、技能労働者が、賞与を含む年収ベースで、公務員、上場企業並みの年収になれば、喜んで週2日休むようになる。そこで初めて適正工期の議論になると思う
- 公共、民間共に適正工期でないと休みが取れず若い世代が育たない
- 民間工事等で適正な準備期間の工期設定をする必要がある（工程計画・資材計画・労務計画・関係各所との調整・起工測量）。本工事着手には少なくとも30日～45日必要と思われる
- 条件付一般競争入札時に工期を記入し入札に参加する(自社で工期を決める)
- 国土交通省では工期設定における様々な取り組みがされているが、県・市町村においても同じ取り組みがされるよう指導していただきたい

## アンケート結果を踏まえた意見の総括

I. フレックス工期の運用の拡大

II. 柔軟な工期延期の対応

III. 人手不足、若年入職者不足、高齢化などの  
業界の現状を踏まえた工期設定を

IV. 民間工事も適正な工期設定を

**POINT**：適正な工期設定を求める声とともに、現行のフレックス工期を今後も推進してほしいという意見、そして単年度予算による年度末工期の制約に対し、繰越や翌債といった発注者側の柔軟な対応を求める声が強かった。